

警察庁の職員の任用に関する訓令（昭29.7.16 警察庁訓令第6号）

施行 昭29.7.16

改正 昭31.2.2警庁訓1、昭32.6.25警庁訓12、昭33.3.31警庁訓6、昭34.3.31警庁訓6、昭35.2.23警庁訓1、昭40.4.1警庁訓5、昭46.4.28警庁訓9、昭50.6.10警庁訓7、昭51.10.30警庁訓12、昭57.9.29警庁訓11、昭60.10.24警庁訓10、昭61.2.13警庁訓2、昭61.4.5警庁訓9、平3.3.28警庁訓4

最終改正 平10.4.9警庁訓6

（総則）

第1条 警察庁の職員の任用に関しては、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、人事院規則および人事院指令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において「職員」とは、警察庁に置かれる警察官、皇宮護衛官、事務官、技官、書記、技手、及び非常勤職員（顧問及び特別研究員を除く。）をいう。

2 この訓令において「一般職員」とは、職員のうち警察官および皇宮護衛官以外のものをいう。

（任命権の委任）

第3条 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公務員法第55条第2項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる者に対し、その所部の職員のうち、右欄に掲げるものに係る任命権を委任する。

警察大学校長	警部以下の階級の警察官 一般職員（職務の級が行政職俸給表（一）の8級以上である者及び7級又は6級で課長補佐以上の職にある者を除く。）
科学警察研究所長	警部以下の階級の警察官 一般職員（職務の級が行政職俸給表（一）の8級以上である者及び7級又は6級で課長補佐以上の職にある者並びに研究職俸給表の2級以上である者を除く。）
皇宮警察本部長	皇宮警部以下の階級の皇宮護衛官 一般職員（職務の級が行政職俸給表（一）の8級以上

	である者及び7級又は6級で課長補佐以上の職にある者を除く。)
管区警察局長	警部以下の階級の警察官(国家公務員採用 種試験合格者からの採用に係る者を除く。) 一般職員(職務の級が行政職俸給表(一)の8級以上である者及び7級又は6級で課長補佐(府県通信部にあつては課長及び支所長)以上の職にある者並びに研究職俸給表の2級以上である者を除く。)
東京都警察通信部長	警部以下の階級の警察官 一般職員(職務の級が行政職俸給表(一)の8級以上である者及び7級又は6級で課長補佐以上の職にある者を除く。)
北海道警察通信部長	警部以下の階級の警察官 一般職員(職務の級が行政職俸給表(一)の8級以上である者及び7級又は6級で課長補佐(方面通信部にあつては課長)以上の職にある者を除く。)

(警察官又は皇宮護衛官の採用)

第4条 警察庁の警察官又は皇宮護衛官は、競争試験により、それぞれ、巡查又は皇宮巡查の階級において採用するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国家公務員採用 種試験に合格した者を警察庁の警部補の階級の警察官に採用するとき。
- (2) 国家公務員採用 種試験に合格した者を警察庁の巡查部長の階級の警察官に採用するとき。
- (3) 現に都道府県警察の警察官である者を選考によつて、その者の経歴に相当した階級の警察庁の警察官又は皇宮護衛官に採用するとき。
- (4) かつて警察官若しくは警察吏員又は皇宮護衛官であつた者を選考によつて、その者の経歴に相当した階級の警察庁の警察官又は皇宮護衛官に採用するとき。
- (5) 現に警察庁の警察官又は皇宮護衛官である者を選考によつて、それぞれその者の経歴に相当した階級の警察庁の皇宮護衛官又は警察官に採用するとき。
- (6) 現に警察庁の一般職員又は警察庁以外の各省庁若しくは地方公共団体の公務員の職に

ある者で、警察官又は皇宮護衛官としての適性を有し、又は補充しようとする職に特に必要な技能を有すると認められるものを、試験又は選考によつて、その者の経歴に相当した階級の警察庁の警察官又は皇宮護衛官に採用するとき。

（警察官又は皇宮護衛官の階級の昇任）

第5条 警察庁の警部以下の階級の警察官及び皇宮警部以下の階級の皇宮護衛官への昇任は、筆記及び口頭による試験によるものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合には、試験によらないで昇任させることができる。

- (1) 前条第1号から第3号まで又は第5号の規定により採用された警察官の昇任のとき。
- (2) 職務の特殊性により試験による昇任が明らかに不相当であると長官が認める場合であつて警部補又は皇宮警部補までの昇任のとき。
- (3) 15年以上勤続し、勤務成績が優秀である者の昇任の場合であつて巡査部長又は皇宮巡査部長への昇任のとき。

2 警察庁の警察官又は皇宮護衛官は、1階級に3年以上勤務した後でなければ、その上位の階級に昇任させることができない。ただし、長官が指定した場合は、この限りではない。

3 次の各号の一に該当する警察庁の警察官又は皇宮護衛官は、前2項の規定にかかわらず、試験によらないで、その者の1階級上位の階級に昇任させることができる。ただし、第1号又は第2号に該当し死亡した場合には、長官の承認を得て、その者を2階級上位の階級に昇任させることができる。

- (1) 公務上の負傷又は疾病により、死亡し、又は障害の状態になつた者
- (2) 生命をとして職務を遂行し、警察勲功章又は警察功労章を授与された者
- (3) 20年以上勤務して退職する者で、在職中の勤務成績が著しく優良と認められるもの

4 前項の場合において、死亡した者に対する昇任は、その者の生前の日にさかのぼつて、これを行うものとする。

（事務官又は技官の採用）

第6条 警察庁の事務官又は技官への採用は、次の各号の一に該当する者について選考により行うものとする。

- (1) 国家公務員採用 種試験、国家公務員採用 種試験若しくは国家公務員採用 種試験又はこれと同等以上とみなされる国の行う職員採用試験に合格した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令による大学を含む。）及び高等専門学校を卒業した者

(3) 現に国又は都道府県において警察官（国の場合は皇宮護衛官を含む。以下同じ。）又は事務官若しくは技官の職（相当する職を含む。以下同じ。）にある者

(4) かつて国又は都道府県において警察官又は事務官若しくは技官の職にあつた者

(5) 採用しようとする職に特に必要な技能又は経験を有する者

（事務官又は技官への任官）

第7条 現に警察庁の書記又は技手の職にある者の事務官又は技官への任官は、次の各号の一に該当する者について、選考により行うものとする。

(1) 国又は都道府県において書記又は技手の職（相当する職を含む。）に通じて1年以上在職した者。ただし、行政職俸給表(二)1級在級者（高等学校卒業以上の学歴を有する者を除く。）については在職3年以上とする。

(2) 国家公務員採用 種試験、国家公務員採用 種試験若しくは国家公務員採用 種試験又はこれと同等以上とみなされる国の行う職員採用試験に合格した者

(3) 学校教育法による大学を卒業した者

(4) 公務上の負傷又は疾病により死亡し、又は障害の状態になつた者

（試験委員会）

第8条 警察庁の警察官又は皇宮護衛官の採用試験及び昇任試験を行うため、警察庁、皇宮警察本部及び管区警察局に、それぞれ、委員長1人及び委員4人以上で組織する試験委員会を置く。

附則 （略）